

地方独立行政法人秋田県立病院機構 中期計画

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、第1期中期目標期間（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）では、地方独立行政法人化のメリットを生かした迅速な意思決定等による弾力的な病院経営を行いながら、病院機構の基本理念の下、各種事業を展開し、一定の成果を得たところである。

第2期中期目標期間では、運営する秋田県立脳血管研究センター（以下「脳研センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）における県の中心的な病院としての役割を十分に認識した上で、両センター相互や地域の関係機関との連携を図りながら、中期目標に定められた政策医療の着実な実施、医療技術や医療サービスの一層の向上、安定的な収支構造の確立を図るほか、高齢化の進展に伴い、今後取組の強化が求められる脳卒中を中心とした脳神経疾患、虚血性心疾患・不整脈を中心とした循環器疾患（以下「脳・循環器疾患」という。）、認知症への対応に向けて、将来的な業務内容のあり方を検討するなど、県民や患者に信頼される病院づくりに努めるものとする。

そのため、ここに第2期中期計画を策定し、役職員が一丸となって、その実現に向け全力で取り組む。

第1 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い医療の提供

(1) 政策医療の提供

① 脳研センター

ア 予防活動

疫学をはじめ様々な分野の研究で得られた脳・循環器疾患の予防に関する知見とともに、行政や地域の医療機関と連携し、県民全体を対象とした公開講座・広報活動、健康指導などの啓発活動や脳ドック、再発予防のための検査等を行う。

イ 急性期医療

科学的に有効性が認められた医療を県民へ迅速・円滑・確実に提供するとともに、病院前救護を含めた救急医療の連携強化を図る。

また、脳卒中診療部を中心としたチーム医療、PET、CT、MRIなどの最新の検査機器により、迅速かつ高度な診断・治療体制を整え、24時間、365日体制で脳・循環器疾患の急性期患者を受け入れるとともに、循環器疾患分野の機能を強化し、脳・循環器疾患の包括的な治療体制を整備する。

ウ 回復期医療

急性期医療スタッフと連携を図り、回復期の集中的な機能回復訓練を遅滞なく開始し、365日体制で実施する。

また、より質の高いリハビリテーションの提供に向けて、リハセンとの緊密な連携を進める。

② リハセン

ア リハビリテーション医療

(ア) 脳卒中のみならず、脊髄損傷、骨折、神経・筋疾患、摂食・嚥下障害など様々な疾患について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による365日体制をさらに強化し、身体機能回復のための質の高いリハビリテーションを実施するとともに、訓練機器の利用効果の検証等によりリハビリテーション技術の向上に寄与する。

また、身体機能維持を目的に、医療・介護・福祉関係者と連携したリハビリテーションを実施するとともに、各種の評価入院を推進する。

(イ) 高次脳機能障害に関する専門的な相談機関として、相談・診療体制についての普及啓発、関係機関への情報提供等を推進する。

イ 精神疾患に関する医療

リハビリテーション及び精神分野の医療スタッフが協同して、患者の症状に合わせたリハビリテーションを行い、社会復帰を支援する。

また、重度精神障害者や処遇困難者などに対しては、短期集中的な治療を行うことにより、急性期から回復期への治療効果を高める。

さらに、医療観察法に基づく鑑定入院及び待機入院を速やかに受け入れるとともに、指定通院について、保護観察所、裁判所等地域関係機関と連携した支援体制の充実に寄与する。

ウ 認知症疾患に関する医療

(ア) リハビリテーション科及び精神科の医師の協力体制による診療を強化するとともに、リハビリテーション及び精神分野の医療スタッフが協同して、患者の症状に合わせたリハビリテーションを充実するなど、チーム医療により認知症の治療効果を高める。

(イ) 認知症疾患医療センターとして、地域の診療所、病院等からの紹介患者を検査・診断し、かかりつけ医との連携のもとで治療を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、患者が地域で生活するために必要な情報の提供などの支援を行い、その機能を發揮する。

また、県、医師会などと緊密な協力体制を維持しながら、かかりつけ医向け研修会、介護関係機関や家族向け相談事業等を実施する。

(ウ) 認知症診療の実績等を踏まえた知見をもとに、県民へ正しい知識の啓発を行う。

③ 脳・循環器疾患の三次救急医療と精神科救急の全県拠点病院

ア 脳研センターは、三次救急医療機関の立場から脳・循環器疾患の高度な医療を提供する。

イ リハセンは、「秋田県精神科救急医療システム」に定められた精神科救急の全県拠点病院として、救急患者の受入れを着実に実施するとともに、さらなる機能充実を図るため、精神科診療を行う他の病院との協力体制を構築する。

(2) 医療従事者の確保・育成

① 魅力ある働きやすい職場づくり

労務管理の徹底による過重労働のない職場づくりや、男女共同参画を推進するとともに、職員の多様な働き方を尊重し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組む。

② 自らの能力向上を可能とする体制の充実

ア 指導体制の充実

診療能力の向上に向けて指導体制を充実し、向上心の高い医療従事者の確保・育成に努める。

イ 研究環境の充実

医療の向上に資する研究環境を充実し、診療とともに臨床研究にも意欲のある医療従事者の確保・育成に努める。

ウ 教育プログラム等の充実・実施

各種教育プログラムや研修カリキュラムを充実・実施し、専門性の高い医療従事者の確保・育成に努める。

エ 人事交流等の実施

他の医療機関との人事交流や研修派遣を積極的に行い、広い視野を持った職員を育成する。

③ 広報活動

ウェブサイト、新聞、医療関係専門誌等を活用するほか、大学や養成機関における就職説明会など様々な機会を捉え、広報活動を充実する。

(3) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供

① 療養環境の整備

患者がより快適に療養できるよう、環境の改善に取り組む。

② ホスピタリティの向上

全ての職員が、それぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を実施する。

③ 患者本位の医療の充実

ア クリニカルパスの適用

日々進歩する医学の研鑽に努め、最良の医療を提供できる体制を充実し、院内クリニカルパスの適用率の向上を図る。

・院内クリニカルパス適用率の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	30.2パーセント	35.0パーセント
リハセン	44.2パーセント	50.0パーセント

イ 患者受入態勢

救急患者をはじめとする患者の受け入れを円滑に行うため、医師、看護師等のさらなる連携強化により効率的な病床管理を行う。

ウ インフォームド・コンセント

患者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、治療の選択、各種検査等について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。

エ 医療相談体制

急性期から回復期・維持期への円滑な移行や、入院前の相談、退院後の支援に関する地域の関係機関とのスムーズな調整を可能とするよう、社会福祉士や精神保健福祉士を中心とした多職種協同による医療相談体制を強化する。

また、脳・循環器疾患予防や認知症医療等に関する県民からの相談に対応する。

オ セカンドオピニオン

患者やその家族等から主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求められた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。

④ 第三者機関による評価の受審等

患者中心の質の高い医療サービスを提供するため、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価等第三者機関による評価を受審するとともに、評価における指摘事項の改善に取り組む。

(4) より安心で信頼される医療の提供

① 医療関連法令等の遵守

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の保持、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の医療倫理の徹底を図る。

② 医療安全対策

医療安全を推進する院内組織において、ヒヤリ・ハット事例や医療事故に関する情報の収集・分析を徹底するとともに、リスクマネジメント能力の向上に努め、医療安全対策を徹底する。

③ 院内感染対策

患者・家族等の安全の確保、院内感染の未然防止や発生時の拡大防止等のため、院内感染予防対策マニュアルに基づいて、必要な対策を講ずる。

④ 情報セキュリティ対策

患者情報等の漏洩防止を徹底するなど、情報セキュリティ対策を総合的に実施する。

⑤ 情報公開等の推進

ア 経営状況の公表により病院機構の運営の透明性を図る。

イ 患者及びその家族への診療情報開示、法人文書の情報公開については、関連規程に基づき適切に対応する。

2 医療に関する調査及び研究

(1) 脳研センターは、脳・循環器疾患の予防、診断、治療、リハビリテーションのほか、より高度な医療を提供するための医療技術の開発等に関する調査、研究を行うとともに、新たに各研究部を横断する期限付きの研究組織を整備し、戦略的な研究課題に取り組む。また、その成果を定期的に発表することなどにより、医療水準の向上を図る。

(2) 脳研センターは、応用研究分野の設置等研究組織の再編や、競争的資金の獲得により、先駆的な研究に取り組む。

3 医療連携の推進及び地域医療への貢献

(1) 医療連携の推進

① 脳研センター

ア 脳・循環器疾患の患者に、より早期からの治療が可能になるよう救急隊や医療機関との連携を強化する。

イ 退院後の生活を見据え、地域の関係機関との調整等を行うなど、退院支援の充実を図る。

ウ 脳・循環器疾患の三次医療機関として、全県域の医療機関、介護施設等を対象に高度救急医療体制を紹介し、理解を求め、病病・病診・医療と介護の連携を強化する。

② リハセン

ア 医療や福祉・介護の連携を強化するため、県内の医療機関や介護施設などで構成する各種地域医療連携協議会等の活動への参加や協力をを行う。

イ 医療機関、介護施設等からの要請等により認知症の鑑別診断、リハビリテーションの評価入院、訪問による検診・健康教室等を行う。

ウ 脳卒中地域連携クリニカルパスの運用を一層推進するとともに、他の疾患に係る地域連携クリニカルパスについても積極的に作成し、運用する。

(2) 地域医療への貢献

① 地域の医療機関への診療支援

診療応援や専門医による診療を希望する地域の医療機関へ医師派遣を行う。

② 他医療機関等従事者への研修等

ア 脳研センター

(ア) 地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣等を行う。

- (イ) 脳・循環器疾患の医療に携わる医師、看護師その他コメディカル、救急救命士などを対象とした研修会を開催する。

イ リハセン

- (ア) 医療・介護等スタッフの技術向上のため、全県域を対象に、認知症対応を中心とした研修会等を開催する。また、地域で開催される研修会等に講師を派遣する。
- (イ) 医療従事者の養成機関から実習・研修・見学等を受け入れる体制を充実する。

③ 画像診断サービスの提供

地域の医療機関からの依頼による画像診断サービスの提供を行う。

(3) 県民を対象とした医療や健康に関する情報発信

県民の健康増進への関心を高めるとともに予防知識等の普及啓発を行うため、ウェブサイトや広告、県民を対象とした公開講座の開催等による情報発信に取り組む。

4 災害時における医療救護等

- (1) 脳研センターは、災害拠点病院として被災地域からの傷病者を受け入れるとともに、2チーム編成の災害派遣医療チーム（D M A T）により、大規模災害等発生時に住民の健康、生命を守る活動を行う。

また、県内外の関係機関等と連携を密にし、県内及び他県の大規模災害等発生時にも対応できる訓練・研修を行い、質の維持と向上を図る。

- (2) リハセンは、大規模災害等発生時に住民の健康を守るため、精神保健医療に関する活動に協力する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制

さらなる医療サービスの向上や、経営改革の推進に向け、理事会が決定した経営方針を着実に実現するための運営会議を定期的に開催するなど、脳研センター、リハセン及び本部事務局が一体的に取り組む体制を充実する。

(2) 効率的な業務運営

- ① 脳研センター及びリハセンにおいて、相互に医師を派遣するなど、連携した診療等を推進する。
- ② 事務部門の整理統合により効率的で適正な業務執行を図るとともに、不断の業務改善や事業のチェック体制の強化に努める。
- ③ 企画、経営に関わる各部門の連携を強化し、弹力的、機動的な業務運営体制を構築する。
- ④ 診療報酬事務、病院会計等の専門研修への参加を通じて、職員の専門性の向上を図る。

(3) 職員の意識改革

- ① 初任者、中堅、管理職など階層別研修を実施し、階層に応じて求められる役割について、自ら考え、行動できる職員を育成する。
- ② 職員への経営情報の共有化を図るほか、経営改革に関する研修会等を実施する。

2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

- (1) 年齢構成を考慮しながら、経営に精通した人材を確保・育成する。
- (2) 事務職員のリーダーシップ、マネジメント能力を高めるため、外部主催の各種研修への参加や、他の医療機関等との人事交流を行う。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

- ① 病病・病診・医療と介護の連携の強化や病床管理の弾力化等により新規入院患者を確保し、病床利用率の向上を図る。
- ② 診療報酬改定に対応しつつ、患者動向や病床利用の実態に合わせ、施設基準や診療報酬加算等の取得に関する検討を適時かつ適切に実施する。
- ③ 未収金発生を未然に防止するための対策を講じるとともに、すでに発生している未収金については早期回収の取組を強化する。

・入院新規患者数の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	1,257人	2,445人
リハセン	1,002人	1,285人

・外来新規患者数の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	4,911人	10,377人
リハセン	455人	554人

・病床利用率の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	72.6パーセント	84.3パーセント
リハセン	83.2パーセント	88.0パーセント

・脳ドック件数の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	1,138件	1,758件

(2) 費用の節減

- ① 費用対効果の観点に基づく業務執行を推進するため、予算執行の管理・審査体制を強化する。
- ② 委託等業務内容の精査を行うとともに、多様な契約手法の活用や競争原理の徹底を図る。
- ③ 医薬品・診療材料の在庫管理を徹底するほか、医薬品の後発医薬品への切替え等を進める。
- ④ 消耗品、光熱水費、燃料、修繕等の経費については、物品の使用量や光熱水量等の抑制につながる省エネルギー対策等の推進や職員へのコスト意識の徹底を図る。

・材料費の対医業収益比率の目標

	平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	30.4パーセント	36.3パーセント
リハセン	17.4パーセント	15.1パーセント

・ジェネリック医薬品導入率の目標

		平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	品目ベース	4.0パーセント	12.0パーセント
	金額ベース	1.0パーセント	4.0パーセント
リハセン	品目ベース	6.2パーセント	20.0パーセント
	金額ベース	4.3パーセント	13.9パーセント

・電気、ガス、重油使用量の目標

		平成24年度実績	平成30年度目標
脳研センター	電気使用量	4,136,995キロワット時	4,855,809キロワット時
	ガス使用量	423,583立方メートル	409,610立方メートル
	重油使用量	—	120,000リットル
リハセン	電気使用量	3,316,190キロワット時	3,150,381キロワット時
	重油使用量	952,000リットル	904,400リットル

(注) ガス使用量の平成24年度実績は平成24年6月から平成25年5月までの実績である。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、中期計画期間内に経常収支比率100パーセント以上を達成する。

- (注) 1 予 算 病院機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの
- 2 収 支 計 画 病院機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの
- 3 資 金 計 画 病院機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

4 経常収支比率 収支計画に係る経営指標で、収入の部の合計金額を支出の部の合計金額で除して得たもの

1 予算（平成26年度～平成30年度）

(百万円)

区分	金額
収 入	
営業収益	49,657
医業収益	35,750
運営費交付金	13,398
その他営業収益	509
営業外収益	895
運営費交付金	631
その他営業外収益	264
資本収入	9,808
運営費交付金	2,802
長期借入金	7,006
その他資本収入	0
計	60,360
支 出	
営業費用	47,940
医業費用	47,197
給与費	26,368
材料費	11,248
経費	8,580
研究研修費	1,001
一般管理費	740
基金等事業費	3
営業外費用	976
資本支出	12,448
建設改良費	7,923
償還金	4,525
その他資本支出	0
計	61,364

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額26,942百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費交付金等】

- 運営費交付金は運営費負担金を含む。

2 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費交付金等については、経常費助成のための運営費交付金等とする。

【脳血管医学振興基金事業に係る寄附金の使途等】

脳血管医学振興基金の事業に充てるものとして受領する寄附金（当該基金の運用によって生じた運用益を含む。）については、基金等事業費の脳血管医学振興基金事業費として支出し、各年度の支出金額は年度計画において定める。

2 収支計画（平成26年度～平成30年度）

(百万円)

区分	金額
収入の部	53,299
営業収益	52,413
医業収益	35,715
運営費交付金収益	14,553
資産見返負債戻入	1,713
その他営業収益	432
営業外収益	886
運営費交付金収益	630
その他営業外収益	256
臨時利益	44
支出の部	53,869
営業費用	50,754
医業費用	50,059
給与費	26,874
材料費	10,421
経費	7,705
減価償却費	4,132
研究研修費	927
一般管理費	693
基金等事業費	2
営業外費用	3,115
臨時損失	269
純利益	▲ 795

【消費税等の取扱い】

- 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
- 2 控除対象外消費税等負担額及び資産に係る控除対象外消費税等負担額は営業外費用に含まれている。

【運営費交付金】

運営費交付金収益は運営費負担金収益を含む。

3 資金計画（平成26年度～平成30年度）

(百万円)

区分	金額
資金収入	64,010
業務活動による収入	50,552
診療業務による収入	35,750
運営費交付金による収入	14,029
その他の業務活動による収入	773
投資活動による収入	3,297
有価証券の償還による収入	3,200
運営費交付金による収入	97
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	9,711
運営費交付金による収入	2,705
長期借入金による収入	7,006
前期中期目標期間からの繰越金	450
資金支出	62,904
業務活動による支出	48,916
給与費支出	26,942
材料費支出	11,248
その他の業務活動による支出	10,726
投資活動による支出	9,463
有価証券の取得による支出	1,540
有形固定資産の取得による支出	7,678
その他の投資活動による支出	245
財務活動による支出	4,525
長期借入金の返済による支出	1,696
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,750
その他の財務活動による支出	79
次期中期目標期間への繰越金	1,106

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【運営費交付金】

運営費交付金による収入は運営費負担金による収入を含む。

【繰越金】

前期中期目標期間からの繰越金及び次期中期目標期間への繰越金には、当期開始前に運用を開始し、当期中に未償還の有価証券を含まない。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 500,000,000円

2 想定される短期借入金の発生事由

運営費交付金及び運営費負担金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画期間における計画はない。

第7 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の基準に基づき算定した額

(2) (1)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 使用料等の減免

理事長は、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除する。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成26年度～平成30年度）

高度専門医療の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。なお、医療機器の整備に当たっては、これまで導入した機器等の費用対効果を検証するなど効率的な運用に努める。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
施設、医療機器等整備	8,030 百万円	長期借入金等

2 人事に関する事項

(1) 医療需要の変化等に対応しつつ効率的な業務運営ができるよう、医療・研究に必要な医療従事者の適切な人員配置を行う。

- (2) 職員の業績・能力評価に基づいた処遇や個々の職員に適した人材育成を図るなど、より的確な人事管理を行う。

3 職員の就労環境の整備

労務管理の徹底により過重労働のない職場づくりに努めるとともに、職員の心身の健康管理を行う体制の整備を図る。

4 今後の事業展開に関する事項

- (1) 循環器疾患分野の体制強化

脳研センターは、高血圧症や糖尿病等を有する患者への内科的管理を含めた重症化予防の推進など、脳・循環器疾患の包括的な医療推進のあり方について検討を進め、平成30年度までに整備する。

- (2) 認知症の初期支援、維持期リハビリテーションの展開、在宅医療の支援等

リハセンは、地域のかかりつけ医、介護・福祉関係機関と連携した、認知症の包括的・集中的な初期支援のあり方、認知症に関するドックの実施、維持期リハビリテーションの展開、在宅医療の支援のあり方について検討する。

5 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。